

## 恒久基金寄付への税制上の優遇措置適用について

2011年4月8日

当法人の公益認定申請に際し、協議事項の一つに予定されていた「恒久基金」寄付について、小沢一彦ロータリー財団管理委員と私は内閣府の公益認定等委員会を訪問し、本件について協議いたしました。

その結果、恒久基金をロータリー日本財団の寄付金として受け入れることについての了承を得ました。事務の態勢も整いましたので、7月1日より受入れを開始いたします。

これにより、当法人を通じて行うロータリー財団に対する寄付金は、総て税制上の優遇措置が適用されることとなります。

永年にわたるロータリアン各位のご協力とご支援に対し、心より厚く御礼申し上げます。

以上ご報告いたします。

公益財団法人ロータリー日本財団理事長

岩井 敏